

高森町農業委員会の農業委員推薦受付及び募集要項

農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定及び高森町農業委員会の農業委員の選任に関する要綱第2条の規定に基づき、以下のとおり施行します。

1 定員

定員は推薦、募集合わせて以下のとおりです。

14人

2 農業委員の業務

農業委員会に出席し審議して、農地法等によりその権限に属された事項等の決定（農地転用許可に当たって、具申すべき意見の決定等）を行うほか、次のような活動を行います。

- (1) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）
- (2) 農地の利用状況調査及び利用意向調査
- (3) 農地中間管理機構と連携した担い手の掘り起し
- (4) その他農業委員会が必要と認める活動

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことが出来る方で、次の各号のいずれにも該当する方

- (1) 原則として高森町内に住所を有する方
- (2) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ウ 高森町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する方
 - エ 法令により兼職が禁止されている方その他公務遂行上適当と認められない方

4 身分、報酬額、任期

(1) 身分 高森町特別職の非常勤職員

(2) 報酬額 委員 410,600 円／年（会長、会長代理、部長は別途規定あり）

※最適化推進活動実績により、最大 7,100 円／月の加算があります。これら金額は令和 8 年 3 月 31 日時点のものであり今後変更になる場合があります。

(3) 任期 令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日

5 推薦の受付及び募集方法

募集の区分に応じて、下記のいずれかの様式に必要な事項を記入のうえ、高森町役場産業課窓口へ持参又は郵送によりご提出ください。

(1) 農業委員の候補者を推薦しようとする方及び団体 様式第 1 号(第 4 条関係)

(2) 農業委員の募集に応募しようとする方 様式第 2 号(第 4 条関係)

※様式は高森町役場産業課窓口で配布（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）します。

6 推薦の受付及び募集期間

令和 8 年 4 月 1 日(水) から 令和 8 年 4 月 30 日(木) 【必着】

7 選考方法

ご提出いただいた書類をもとに選考（必要に応じて面接を行う場合があります）

8 留意事項等

- ・農業委員会等に関する法律の規定に基づき、推薦受付・募集期間中及び期間終了後の 2 回、関係書類の内容（住所を除く）について、町ホームページで公表しますので予めご承知おきください。
- ・農地利用最適化推進委員との兼任は出来ません。（但し、推薦・応募は重複可）
- ・推薦、応募書類は理由の如何を問わず返却しませんのでご承知おきください。
- ・選考結果は推薦者及び応募者あてに文書にてお知らせします。

[問い合わせ先]

高森町農業委員会事務局 事務局長／菅沼 まなみ 担当／丸山 真史

電話：0265-35-9405（直通） 〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田 2183-1